

爭議團側ノ主張

- 一、従業員ニ関スル一切ノ条件ハ組合側ト協定ノ上決定シ差別待遇ヲセサルコト
- 二、食堂洗面所ヲ即時設置セラレタマフコト
- 三、健康保険料金ハ會社側百分ノ三負担サレタマフコト
- 四、退職手当金ヲ九ノ通り支給サレタマフコト
- 一ヶ年以上ニヶ年迄ハ十日分ニヶ年

會社側ノ主張

- 一、従業員ニ関スル条件ハ可成従業員ト協議決定シ差別待遇ヲセサルコト
- 二、移轉後実施ス
- 三、保留
- 四、一ヶ年以上ニヶ年迄ハ十日分ニヶ年
以上ハ一ヶ月ヲ増ス毎ニ半日分ヲ増ス事但シ會社ノ都合ニ依リ解

以上ハ一ヶ月ヲ増ス毎日一日分ヲ増スコト

五、定期昇給ヲ九ノ通り実施サレタマフコト

職スル場合ハ本文ノ五割増トスルコト

五、會社ノ適宜

日給一円五十銭以下ハ二回一円五十銭以上ニ円迄ハ二回一回最低五銭ニ円以上ハ本人ノ成績ト會社ノ状態ニ依リ適宜ニ実行セラレタマフコト

六、残業手当金ヲ九ノ通り支給セラレタマフコト

六、残業一時間毎ニ二分増臨時徹夜ハ一人増トス

残業一時間毎ニ二分五厘増シ徹夜ハ一人増トスルコト

七、定期賞與ヲ九ノ通り支給サレタマフコト

七、利益配當ノ場合ハ支給ス